

安全対策基礎データ（ニカラグア）

●発生状況、防犯対策

1 犯罪発生状況

（１）警察当局によれば、2020年の犯罪認知件数は、124,511件（前年比+27.5%）でした。そのうち、殺人、重傷傷害、危険運転による殺人などの重要犯罪は、1,968件（前年比-7.4%）となっています。

犯罪別の発生件数をみると、殺人が505件（前年比-2%）、強盗は8,305件（前年比+14.6%）、性犯罪は2,282件（前年比+20.4%）であり、引き続き注意が必要です。

ニカラグアで被害に遭いやすい犯罪は強盗で、特に多いのはオートバイ二人乗りによる路上強盗です。路上強盗は昼夜を問わず、特に都市部において多く発生しており、オートバイに乗車した犯人が徒歩の被害者に接近してけん銃やナイフ等の凶器で脅迫し、バッグ、財布、携帯電話等を奪う手口が特徴的です。また、被害者が抵抗したことにより、犯人が逆上して所持していたけん銃を発砲し、被害者が死亡または重傷を負うなどの事件も発生しています。

（２）地域別に見ると、首都マナグア市及び主要都市では凶器を用いた路上強盗、ひったくり、コンビニエンスストアを狙った強盗事件が発生しています。

ホンジュラスとの国境沿いの北部山岳地帯及び北カリブ沿岸自治区シウナ、ポナンサ、ロシータ各市を結ぶいわゆる鉱山三角地帯（トリアングロ・ミネロ）では、麻薬密売等の武装集団と国軍及び警察との間で銃撃戦により死傷者が出ているほか、カリブ海側の地域では、先住民の土地所有権問題が絡んだ殺人、傷害事件が発生しています。

また、都市部においては、パンディージャスと呼ばれる少年グループによる犯罪が多く、特にグループ間の抗争が度々発生しています。

2 日本人の被害例

（１）窃盗（客室狙い）

2020年9月、マナグア市メトロセントロ付近に所在のアパートにおいて、被害者が外出した際、何者かが侵入し、スーツケースに入れていた現金を窃取された。

（２）恐喝

2018年3月、被害者がマナグア市ロス・ロブレス地区の路上を一人で歩行中、前方から来た男に所持していたカバンを渡すよう要求されたため、危険を察知した被害者が抵抗することなくカバンを差し出したところ、男は危害を加えることなく被害者のカバンを奪い、仲間の男とともにオートバイで逃走した。

（３）強盗

ア 2018年6月、被害者2名がマナグア市ビジャ・サンタフェ地区の路上を徒歩にて通

行中、後方から来たバイクに乗った二人組にけん銃を突きつけられたため、抵抗することなく所持していたカバンを差し出したところ、男らは危害を加えることなく被害者のカバンを奪い、オートバイで逃走した。

イ 2018年12月、マナグア市内のショッピングセンター「ガレリア・サント・ドミンゴ」付近路上を被害者2名が徒歩にて通行中、若い男ら5、6名が後方から接近し、ナイフを突きつけて脅迫したため、抵抗することなく所持していたカバンを差し出したところ、男らは危害を加えることなく被害者のカバンを奪い、走って逃走した。

(4) 窃盗（置き引き）

2019年10月、被害者は、リバス県からコスタリカ行きのバスに乗車した。その際、被害者は、乗車時に声をかけてきた人物の指示に従って旅券・現金・パソコン・カード類等在中のリュックサックを網棚に乗せたが、目的地に到着時確認したところ、当該リュックサックは何者かに奪い去られていた。

3 公共交通機関における犯罪

公共交通機関では次の被害が発生しています。

(1) 市内路線バス

市内路線バスは、ルートや時間帯によっては満員状態となり（午前6時頃から午前8時頃、午後5時頃から午後7時頃）、車内ではスリや置き引きが頻発します。また、早朝の出勤時間帯には、マナグア市内のバス停において、バスの運転手、乗客を狙ったけん銃を使用した強盗事件の発生が報告されていますが、時間帯を問わず注意が必要です。

(2) タクシー

タクシーには、流しのタクシー、無線タクシー、ホテル所属タクシーの3種類があります。流しのタクシーは乗合の場合が多く、タクシー運転手と乗客が共謀して、強盗、恐喝等の犯罪に及ぶ事例も確認されていますので、利用は避け、比較的安全なホテル所属タクシー、または無線タクシーを利用してください。

夜間の利用は危険性が増すことから、注意が必要です。

(3) 国際バス

ア 国際バスは、中米を縦断する会社が数社あり、マナグア市を經由してホンジュラス、コスタリカ等へ運行しています。各社とも出入国手続きの代行サービスを付帯するほか、便それぞれがビジネスクラス、エコノミークラスといったクラスに分けられています。

イ エコノミークラス等の安価なクラスは、早朝に運行することが多いのが特徴ですが、強盗被害のほか、睡眠中に荷物から貴重品が盗まれたり、荷物室に預けた荷物から現金や貴重品を抜き取られたりする窃盗被害が確認されています。

(4) 長距離国内バス

マナグア市内の各バスターミナルを起点として、地方都市行きの長距離国内バス（マイクロバス等）が運行しています。過去には、中央部から北部にかけての山岳地帯を通過する長距離国内バスを標的にした山賊グループによる強盗事件が発生していますので、夜間に県や市をまたぐ長距離バスの利用は避けてください。

また、運行しているバスの大半は、老朽化に加えて整備も不十分であることから、故障による長時間の足止めや交通事故も頻発していますので、移動の際は、できるだけ信頼のおける地元旅行会社の輸送サービスを利用するよう心掛けてください。

4 防犯対策

安全に渡航・滞在するためには、次のような防犯対策が必要です。

(1) 強盗事件の手口については、けん銃、ナイフ等の凶器を使用したオートバイの二人乗りによる路上強盗が多発しています。強盗被害に遭った場合は、身の安全を第一に考え、抵抗することなく相手の要求に従ってください。決して抵抗したり、時間稼ぎをしたりするなど、相手を逆上させるような行為はしないでください。

(2) 強盗被害は昼夜を問わず発生しています。徒歩での外出は控えてください。また、バリオと呼ばれる貧民街、暗く人通りの少ない通りへは立ち寄らないようにしてください。

(3) 大衆市場（メルカド）など混雑が予想される場所へ立ち入る場合は、犯罪者に目をつけられないように、目立たない服装や行動を心掛けてください。

(4) 公共交通機関での強盗、窃盗被害が頻発しています。移動の手段としては、可能な限り、ホテル所属のタクシーや無線タクシーを利用してください。

(5) タクシーに乗車する際は、必ず窓を閉め、ドアロックをしてください。信号待ち等で停車中、開いている窓から手を入れて座席に置いてあるカバン等を盗む事案が多数発生していますので注意してください。

(6) マナグア市内やリゾート地には、ユースホテル等の安価な宿泊施設がありますが、相部屋であったり、ドアに施錠設備がなかったりなど防犯対策が不十分な施設が多く、空き巣、置き引き等の窃盗被害が多発しています。宿泊先を予約する際は、値段の安さを優先することなく、防犯設備の整った宿を選定するよう心掛け、たとえ、旅行ガイドブック等で推奨していても、警備上の問題があるような安価な宿泊施設は避けてください。

(7) 偽警察官（本物の警察官の場合もあり）が因縁をつけて賄賂を要求したり、強盗、恐

喝、窃盗等の犯罪に加担したりすることもありますので、警察官を名乗っていても、安易に信用して無防備にならないようにしてください。

5 テロ対策

テロによる日本人の被害は、シリアやアフガニスタンといった渡航中止勧告や退避勧告が発出されている国・地域に限りません。テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、これまでもチュニジア、ベルギー、バングラデシュ、スリランカ等においてテロによる日本人の被害が確認されています。

近年では、単独犯によるテロや一般市民が多く集まる公共交通機関等（ソフトターゲット）を標的としたテロが頻発するなど、テロの発生を予測し未然に防ぐことがますます困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページ（テロ・誘拐情勢 https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcterror_254.html）や報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

※ 在留邦人向け安全の手引き

在ニカラグア日本国大使館が在留邦人向けに作成した「安全の手引き」もご参照ください。
<https://www.ni.emb-japan.go.jp/files/100132213.pdf>

●査証、出入国審査等

（査証手続や規則に関する最新の情報については、駐日ニカラグア共和国大使館（電話：03-3499-0400）にご確認ください。）。

1 査証

日本とニカラグアとの間には査証免除取決めはありませんが、中米 4 か国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア）の滞在予定期間が通算 90 日以内の場合、事前の査証取得の必要はなく、入国審査時にツーリストカードを購入（10 米ドル）することでニカラグアでの滞在が認められます。入国後 90 日を越えて滞在する場合には、入国管理局での滞在許可延長手続が必要になります。なお、駐日ニカラグア共和国大使館では、長期滞在、就労等の滞在査証の発給は行っていません（長期滞在査証については、「滞在時の留意事項 2（1）査証」をご参照ください）。

なお、ニカラグア国内で滞在期間の延長手続を行わず、一度出国し、再入国することにより滞在期間を更新する場合は、前記の中米 3 か国（グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス）以外の国に出国しなければ、入国の際に新たな滞在期間が付与されませんので十

分ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症対策のため、入国制限措置や入国に際しての条件・行動制限がとられていることがありますので、最新の情報

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

を事前にご確認ください。

2 出入国審査

(1) 入国審査

査証を取得せずに空路で入国する場合は、機内で渡される税関申告書に必要事項を記入の上、入国審査時に旅券とともに係官に提示し、ツーリストカードの購入代金（10 米ドル）を支払います。

陸路の場合は、国境の出入国事務所内に備え付けの税関申告書に必要事項を記入し、ツーリストカード購入代金等と手数料を係官に支払います。

(2) 出国審査

空路の場合は、航空会社カウンターで税関申告書に必要事項を記入して提出するとともに、空港税を航空会社係員に支払います。なお、通常、ニカラグア国内で購入した航空券の場合、空港税は料金に含まれていることが多いので、係員に請求された場合、料金の明細書をよく確認する必要があります。

陸路の場合は、出入国事務所内に備え付けの税関申告書に必要事項を記入して係官に提出します。

3 外貨等の申告

現金、有価証券、貴金属は、これらをあわせて総額 1 万米ドル相当額以上の物品を持ち込む場合は、税関申告が必要です。過去に、1 万米ドル以上の現金を申告なしに持ち込もうとした商用渡航者が警察に一時拘束され、全額を没収された事例があります。近年、ニカラグア政府は麻薬に関するマネーロンダリングの警戒を強めており、マナグア国際空港に限らず、国内線の空港や陸路、海路においても検査を徹底しています。

4 通関

入国者に対する税関審査は、旅券を提示して税関申告書を提出した後、特に係官から指示された場合を除いて、手荷物全てについて X 線検査を受けなければなりません。また、税関申告書に記載された課税対象物品（免税の範囲は事前に確認する必要があります：<https://www.eaai.com.ni/component/k2/item/600-aduanas>）を持ち込む場合には、X 線検査の前に係官に申告し、通関手続きを行う必要があります。輸入禁止品として、麻薬、武器・弾薬、化学物質、植物、動物などが挙げられます。

●滞在時の留意事項

1 社会情勢

(1) 2018年4月の社会保険制度改革を契機に、改革反対派の企業団体、農業者団体、学生等によるデモ行進、大学立てこもり、主要幹線道路封鎖などの抗議活動が全国各地で行われました。一連の治安当局による取締りと、それに対する反政府派の抵抗により、米州人権委員会によれば300名以上が死亡、2,000名以上の負傷者が発生したとされています。

(2) 2018年10月14日、反政府側の市民団体「青と白の国民連合」が、デモを実施しようとしたところ、警察当局は許可のないデモ・集会は認めないとして、参加者38名を拘束しました。以降、反政府側のデモ・集会・行進は警察当局の許可が下りず、大規模な抗議行動は発生していません。なお、一部の反政府市民団体により小規模なデモがゲリラ的に行われ、これを警察が鎮圧するなどの事案が発生することがあります。

(3) 2018年の社会騒乱以降続く経済不況に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による失業者の増加、2020年中の恩赦による囚人の大量釈放等の要因が相まって、今後、治安が悪化する可能性があるため、情勢の変化に注意してください。

2 滞在時の各種届出

(1) 査証

滞在期間の延長手続きは、必ず滞在期間(90日間、または30日間)内に入国管理局で行う必要があります。また、居住者として長期滞在する場合には、滞在目的に応じた長期滞在査証を取得することが必要です。この場合、入国管理局に種別に応じた各種証明書類等の提出が求められます。詳細は、駐日ニカラグア共和国大使館にお問い合わせ頂くか、ニカラグア入国管理局のホームページでご確認ください。
(<https://www.migob.gob.ni/migracion/section/extranjeria/>)

(2) 在留届の提出

ニカラグアに3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在ニカラグア日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、または日本への帰国や他国に転居する(一時的な旅行を除く)際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム(オンライン在留届、<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)による登録をお勧めしますが、郵送、ファックスによっても行うことができますので、在ニカラグア日本国大使館まで送付してください。

(3) 「たびレジ」への登録

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、「たびレジ」への登録をお願いします（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）。「たびレジ」は、滞在先の最新の安全情報などを日本語のメールで受け取れる外務省のサービスです。登録した情報は、ニカラグアで事件や事故、自然災害等が発生した際に、在ニカラグア日本国大使館が安否確認を行う際にも利用されます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、あわせてご活用ください。

3 旅行制限

ニカラグア国内には、外国人の旅行が制限されている地域はありません。

4 撮影制限

軍事施設は全て撮影禁止です。また、警察官によって警備されている大統領府、国会などの政府関連施設や、民間警備員が警備する銀行、企業敷地内では、事前に警察官もしくは施設警備員に撮影の可否を確認してください。

5 各種取締り

(1) 麻薬

麻薬に関しては、国内売買（禁固5～15年及び罰金）、国際売買・密輸入（禁固10～20年及び罰金）、製造（禁固5～20年及び罰金）、所持・保管（懲役5～15年及び罰金）等の刑罰が設けられています。近年、ニカラグアにおける麻薬の取締りは非常に厳しく、警察、軍によって、南米から米国・欧州向けに密輸されるコカイン、マリファナ、覚醒剤などを重点に取締りが強化されています。麻薬には絶対に関わらないでください。

(2) 不法就労

不法就労は退去強制処分の対象となります。

(3) 政治活動

ニカラグア憲法により、外国人の国政への関与は禁じられており、外国人はデモや政治集会、署名活動等ニカラグアの政治に関わる一切の活動に参加することはできません。

(4) 銃器

銃器の所持及び携帯は許可制です。ニカラグアでは、犯罪経歴がなく健康状態に問題がなければ、外国人であっても許可を得ることができます。このため、銃器を所持・携帯し

ている人が多く、また、無許可の銃器も多く出回っているため、銃器を使用した犯罪が後を絶ちません。

6 交通事情

(1) 運転免許

ニカラグアは道路交通に関するジュネーブ条約非加盟国であるため、日本の国際運転免許証では運転することはできませんが、観光または通過を目的としてニカラグアに滞在する場合は、日本の有効な運転免許証で運転することが可能です。運転の際には、日本の運転免許証原本のほかに、スペイン語訳（在ニカラグア日本国大使館で発行可）も併せて携帯してください。上記滞在資格以外でニカラグアで自動車を運転する場合は、ニカラグアの運転免許証を取得する必要があります。取得には、ニカラグアの身分証明書を所持していること、18歳以上であることなどの条件があり、その上で、筆記試験に合格する必要があります。詳細はニカラグア交通警察にお問い合わせください。

(<https://www.policia.gob.ni/?p=35781>)

(2) 注意を要する交通法規

自動車は右側通行で、運転席、助手席でのシートベルトの装着、オートバイのヘルメット着用が義務付けられています。また、ロトンダと呼ばれるロータリー式の交差点が多数あり、複数の車線がある同交差点を左折する際には、最も左側の車線から交差点に進入し、ロータリーの最も内側の車線を走行しなければならないなどのルールがありますので注意が必要です。

(3) 交通マナー

一般的にドライバーの交通マナーは悪く、信号無視、一時停止違反、ウインカーによる合図なしの車線変更などの違反行為は日常的に行われているほか、週末の夜は、飲酒運転の自動車・オートバイが多く非常に危険です。また、ニカラグアには自動車の車検制度がないことから、夜間でもヘッドライト、テールランプ、ウインカーが点灯・点滅しない整備不良の車両が多く走行しています。2020年の交通事故発生件数は38,714件(前年比-7.6%)で、そのうちの約63.5%がマナグア市で発生しています。事故の主な原因は、不十分な車間距離、禁止場所での人・車両の横断、車両の転回、無理な車線変更です。交通事故による死者数は830人(前年比-1.9%)です。

(4) 道路状況

各都市間を結ぶ主要幹線道路は、アスファルトやコンクリートで舗装されていますが、市街地では敷石舗装、住宅街や地方の農村部では未舗装の道路が一般的です。主要幹線道路であっても、道路の陥没やマンホールの蓋がないなど道路環境は悪く、また、排水設備

が不十分であるため、雨季には至る所で道路が冠水し、交通渋滞や車両の水没事故の原因となっています。雨季の運転には地域により、適切な車種の選定と事態に応じた正しい判断が必要です。また、ロトンダ（ロータリー式の交差点）が多数あり、進入方法等に注意が必要です。都市間の主要幹線道路は坂道やカーブが多く、片側1車線の道路が大部分を占めています。法定速度は一般道路では時速60kmですが、主要幹線道路では時速80kmと高めに設定されています。低速走行の大型車などが前方を走る場合、山道やカーブなどの追い越し禁止区間であっても、高速走行で反対車線にはみ出して追い越しをする自動車が多いことから、対向車に対しても注意が必要です。

7 自然災害

地震、火山噴火、津波、ハリケーン、洪水、土砂災害等の自然災害が全土において頻発しています。滞在中、これらの災害に遭遇した際は、在ニカラグア日本国大使館からの配信情報とともにテレビ、ラジオ、インターネット等も利用して情報収集を行い、当局による避難指示に従うなど、状況に応じた適切な避難を行ってください。

8 ハーグ条約

ニカラグアは、国境を越えて不法に連れ去られた子の返還の仕組み等を定める「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」の締約国です。一方の親の監護権を侵害する形で子どもを常居所地国であるハーグ条約締約国から他のハーグ条約締約国へ連れ去りまたは留置した場合は、原則的に子が常居所地国に返還されることとなります。ハーグ条約についての詳細はこちらのページをご覧ください。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

9 その他

（1）両替

日本円と現地通貨（コルドバ）との両替はできません。一般に米ドルのみが現地通貨との両替が可能です（空港の両替所及び一部の銀行ではユーロ及び中南米諸国の通貨の両替が可能）。両替は、公認両替商、銀行及びホテルの窓口を利用してください。路上の両替商も数多く存在し、両替レートは若干有利に設定されていますが、両替額のごまかしや路上強盗に遭う可能性が高く、利用の際には注意が必要です。

（2）クレジットカード

クレジットカード（主としてVISA、マスター、アメリカン・エクスプレス）は、大規模都市のホテル、レンタカー会社、中級以上のレストラン、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等で使用できます。市場、小規模な商店、土産物店等では拒否されることが多く、また、スキミング被害も少なからず発生しているため注意が必要です。

●風俗、習慣、健康

1 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

ニカラグアの人口は約 608 万人で、人種構成は、メスティソ（インディオと欧州系人との混血）が約 70%を占め、国民の多くはカトリック教徒です。教会を見学する際には、サングラスは外し、脱帽の上、大声を立てずに静かに拝観してください。

2 衛生事情

日用品や食品の買い物は、現地住民が利用する大衆市場（メルカド）などは衛生状態や品質に問題があるため、スーパーマーケットや専門店を利用してください。水道水は飲用に適さず、飲料水はミネラル・ウォーターを利用してください。また食事については、ホテルやレストランであれば、特に問題はありません。なお、屋台での食事は、衛生・品質面から、利用を避けることをお勧めします。

3 病気

（1）主な感染症

ア ニカラグアはデング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症の流行地域となっています。これらは蚊（ネッタイシマカ）が媒介する病気であり、蚊に刺されないようにすることが肝心です。虫除け、蚊帳の利用、特に雨季に郊外に外出する際は肌を露出しないなどの予防策が必要です。なお、デング熱は重症化してデング出血熱を発症することもありますので、皮下出血（あざ）、歯肉からの出血といった症状が見られる場合は、検査のため最寄りの医療機関を受診してください。その他感染症としては、マラリア、アメーバ赤痢、腸チフス、コレラ、狂犬病、レプトスピラなどがあります。むやみに野犬等の野生動物に近づかない、河川、湖に入らないよう注意してください。

イ ジカウイルス感染症が、ニカラグア国内でも発生しています。ジカウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに刺されることで感染するほか、母胎から胎児への感染、輸血や性交渉による感染リスクも指摘されています。ジカウイルス感染症は感染しても症状がないか（不顕性感染）、症状が軽いため感染に気づきにくいことがあります。妊娠中にジカウイルスに感染すると、胎児に小頭症等の先天性障害を来すことがあることから、特に妊娠中または妊娠を予定している場合は、流行地域への渡航を可能な限り控えるなど十分な注意が必要です。

（参考）感染症広域情報：ジカウイルス感染症に関する注意喚起

<https://www.anzen.mofa.go.jp/info/search/pcinfectioninfo.html#widearea>

ウ 新型コロナウイルス感染症

ニカラグアには新型コロナウイルスに関する感染症危険情報が発出されていますので、外務省ホームページなどを通じて動向を注視してください。

(2) 予防接種等

世界保健機構（WHO）が指定する、黄熱に感染する危険のある国からニカラグアに入国する渡航者に対しては、入国時に黄熱予防接種証明書（イエローカード）の提示が義務付けられています。詳しくは在ニカラグア日本国大使館ホームページをご覧ください。

https://www.ni.emb-japan.go.jp/itpr_ja/nicaraguashunsunyukoku.html

なお、黄熱予防接種証明書（イエローカード）の有効期限について、2016年7月11日以降は生涯有効と変更され、既に所持する有効期限が過ぎた証明書も生涯有効なものとして取り扱われます。

黄熱の詳しい説明は次の厚生労働省検疫ホームページをご参照ください。

<https://www.forth.go.jp/news/2016/06210854.html>

その他、入国時に義務付けられている予防接種はありませんが、長期滞在する場合には、破傷風、A型肝炎、B型肝炎、腸チフス、狂犬病の予防注射を受けておくことをお勧めします。必要な予防接種等については、次の厚生労働省検疫所ホームページを参考にしてください。

◎感染症情報 (<https://www.forth.go.jp/>)

4 医療事情

医療水準は日本と比べて低く、一部の私立病院を除いて最新の医療設備はないため、日本と同等の医療サービスを受けることは期待できません。尿、血液、肝機能の検査や風邪などの簡単な治療は可能ですが、アメリカなどの医療先進国への移送が必要となる傷病の場合、移送費用は高額になるため、十分な緊急移送サービスが付いた海外旅行保険への加入を強くお勧めします。

「 世 界 の 医 療 事 情 」

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/cs_ame/nicaragu.html) において、ニカラグア国内の衛生・医療事情等を案内していますので、渡航前には必ずご覧ください。

医療用麻薬を含む医療品の携帯による持込み、持出しの手続きについては、厚生労働省の次のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturan/anyou/index_00005.html

●緊急時の連絡先

◎警察：TEL 118（携帯からは*118）

◎消防署：TEL 115, 120（携帯からは*911）

◎在ニカラグア日本国大使館：TEL +505-2266-8668～8671

FAX +505-2266-8566

●（問い合わせ先）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（外務省代表）03-3580-3311（内線）2902, 2903

（外務省関係課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）（内線）5145

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）（内線）3047

○領事局政策課（感染症関連）（内線）4475

○領事局ハーグ条約室（一般案内窓口）03-5501-8466

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）

（現地公館連絡先）

○在ニカラグア日本国大使館

住所：Plaza España 1c. abajo y 1c. al lago, Bolonia, Managua, Nicaragua (Apartado Postal 1789)

電話：+505-2266-8668～8671

FAX：+505-2266-8566

ホームページ：https://www.ni.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html